

○富士市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成22年3月30日

告示第60号

(目的)

第1条 この要綱は、富士市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）に対して消防団協力事業所表示証を交付することにより、当該事業所等の社会的評価の向上に資するとともに、消防団と事業所等との協力体制の構築を図り、もって地域における消防防災力の充実強化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「消防団協力事業所」とは、市長が消防団活動に協力していると認め、これを証するため消防団協力事業所表示証（第1号様式。以下「表示証」という。）を交付した事業所等をいう。

(消防団協力事業所の認定申請等)

第3条 消防団協力事業所の認定（以下「認定」という。）を受けようとする事業所等は、富士市消防団協力事業所認定申請書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。

2 消防団長及び町内会長その他の消防団活動を支援する者は、消防団協力事業所として適当と認められる事業所等について富士市消防団協力事業所推薦書（第3号様式）により市長に推薦することができる。

(消防団協力事業所の認定)

第4条 市長は、前条第1項の規定により申請を行った事業所等又は同条第2項の規定により推薦を受けた事業所等について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所に認定するものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に違反していると認める場合は、認定しないものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団していること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
- (3) 災害時に事業所の資機材を消防団に提供する等の協力をしていること。
- (4) その他消防団活動に積極的に協力し、地域における消防防災体制の充実強化に寄与していること。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により認定をしたときは、当該事業所等に表示証を交付するも

のとする。

- 2 消防団協力事業所が他の市町にある場合は、協議の上、当該他の市町長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 消防団協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に表示することができる。

- (1) 消防団協力事業所の敷地、建物等
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

- 2 消防団協力事業所は、必要に応じて表示証の寸法を拡大し、又は縮小して表示することができる。

(消防団協力事業所表示証交付整理簿の備付け)

第7条 市長は、富士市消防団協力事業所表示証交付整理簿（第4号様式）を備え付けるとともに、表示証を交付するときは、交付を受ける事業所等の名称、所在地、表示の有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(有効期間)

第8条 表示証の表示の有効期間（以下「有効期間」という。）は、認定の日から2年とする。ただし、次の各号に掲げる場合における有効期間は、当該各号に定める日までとする。

- (1) 次条の規定により認定を取り消された場合 当該認定を取り消された日
- (2) 消防団協力事業所が有効期間満了前に総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成18年11月29日付け消防災第427号消防庁長官通知）に基づく総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合 当該総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年を経過する日

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、当該表示証を表示することができない。

- 3 市長は、有効期間の満了前に協力内容の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該認定を取り消した理由を富士市消防団協力事業所認定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- (1) 消防団協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。
- (4) その他消防団協力事業所として適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(消防団協力事業所の公表)

第10条 市長は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）



備考

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。

区分	色（CMYK値による色指定）
① 地色（中央部）	青（C:50%、M: 5%、Y: 0%、K: 0%）
② 地色（上下部）	青（C:85%、M:40%、Y:25%、K:12%）
③ 表示マーク（面）	赤（C: 0%、M:95%、Y:90%、K: 0%）
④ 文字及び枠線	銀

- 3 材質は、プラスチックとし、厚みは、6ミリメートル以上とする。

第2号様式（第3条関係）

富士市消防団協力事業所認定申請書

年 月 日

（あて先）富士市長

所在地  
 名 称  
 申請者 代表者氏名 ㊟  
 電話番号

富士市消防団協力事業所の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規（初めて消防団協力事業所の認定を受ける場合）	
	<input type="checkbox"/> 再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度認定を希望する場合）	
協力内容	<input type="checkbox"/> 従業員が消防団員として、相当数入団している。	
	<input type="checkbox"/> 従業員の消防団活動について積極的に配慮している。	
	<input type="checkbox"/> 災害時に事業所の資機材を消防団に提供する等の協力をしている。	
	<input type="checkbox"/> その他消防団活動に積極的に協力し、地域における消防防災体制の充実強化に寄与している。	
従業員の富士市消防団所属状況	従業員の氏名	所属先の名称

（注） □欄は、該当するものにレ印を付けてください。

第3号様式（第3条関係）

富士市消防団協力事業所推薦書

年 月 日

（あて先）富士市長

住 所

推薦者 氏 名

㊟

電話番号

富士市消防団協力事業所として、次の事業所等を推薦します。

事業所等の所在地	
事業所等の名称及び代表者氏名	
協 力 内 容	<input type="checkbox"/> 従業員が消防団員として、相当数入団している。
	<input type="checkbox"/> 従業員の消防団活動について積極的に配慮している。
	<input type="checkbox"/> 災害時に事業所の資機材を消防団に提供する等の協力をしている。
	<input type="checkbox"/> その他消防団活動に積極的に協力し、地域における消防防災体制の充実強化に寄与している。
推 薦 の 理 由	

（注） 欄は、該当するものにレ印を付けてください。

第4号様式（第7条関係）

富士市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所等の名称	郵便番号	初回表示年月日	協 力 内 容	主担当 市町	表示連名 市町	申請又は推薦 の区分
		所 在 地	現表示有効期間				
		担当部署及び連絡先	更 新 回 数				
1			年 月 日	第4条第 号該当			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
			年 月 日～ 年 月 日				
			回				
2			年 月 日	第4条第 号該当			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
			年 月 日～ 年 月 日				
			回				
3			年 月 日	第4条第 号該当			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
			年 月 日～ 年 月 日				
			回				
4			年 月 日	第4条第 号該当			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
			年 月 日～ 年 月 日				
			回				
5			年 月 日	第4条第 号該当			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
			年 月 日～ 年 月 日				
			回				

第5号様式（第9条関係）

富士市消防団協力事業所認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

次のとおり消防団協力事業所の認定を取り消したので通知します。

消防団協力事業所	所在地	
	名称	
取 消 年 月 日	年 月 日	
取 消 し の 理 由		



第1号様式 (第2条関係)

第2号様式 (第3条関係)

第3号様式 (第3条関係)

第4号様式 (第7条関係)

第5号様式 (第9条関係)